

取手市放課後子どもクラブ入所申込 提出書類一覧

【注意事項】提出前に記載内容に不備がないかご確認ください。

◆必ず提出する書類

以下の書類が無いと、入所の申込はできません。

- 入所申込書
- 利用に関する同意書（入所申込書裏面）
- 送迎予定者等届出書
- 通学路の地図（送迎予定者等届出書裏面）

◆任意提出書類

- 就労証明書（各家庭で保護者各1部ずつ必要）

※後日提出可。必須書類ではありませんが、できる限り提出をお願いしております。

◎保育所で使用していた様式に近い様式です。就労先に作成を依頼し、印刷してご提出ください。

なお、当面の間は、令和5年度まで使用していた様式でも受け付けます。

- 取手市放課後子どもクラブ利用料減額・免除申請書

※新年度入所の際は、免除の理由「1. 生活保護法に基づく被保護世帯」および減額の理由「2. 2人以上入所の世帯である」以外の理由での申請は受け付けていません。

それ以外の理由での申請を希望する方は、利用年度の市民税額の決定（6月中旬ごろ）・就学援助の支給決定（6月下旬ごろ）を受けた後に申請してください。減額・免除の決定後、各要件に該当した月までさかのぼっての減額・免除となります。

▼就労証明書が必要な書類

送迎免除願（就労を理由）・土曜日利用及び送迎予定者届出書は、就労証明書が未提出の場合、申請はできません。保護者全員分の就労証明書が揃ってから申請してください。

- 送迎免除願（希望者のみ）※就労を理由とする場合は、就労証明書の添付が必要。
- 土曜日利用及び送迎予定者等届出書（希望者のみ）※就労証明書の添付が必要。

裏面もご確認ください

就労証明書の提出をお願いします

子どもクラブの運営にあたり、保護者就労証明書を添付いただいた児童の人数を報告することにより、国（子ども家庭庁）や県から、補助金・交付金を受けています。お子様が参加される事業運営のため、保護者の皆様には、就労証明書を提出いただきますようお願い申し上げます。なお、送迎免除願の提出及び土曜日のご利用にあたっては、保護者の就労証明書の添付が必須となります。

■就労証明書の作成方法

1. 【保護者】就労先へ作成を依頼
2. 【就労先】マイナポータル上から様式を取得し、必要事項を記入し、保護者に交付
※自営業の方は、ご自身でマイナポータル上から様式を取得し、作成願います。
◎就労証明書の宛先欄は「取手市教育委員会 教育長」で作成してください
3. 【保護者】交付された就労証明書を印刷し、子ども青少年課宛てに提出

◎令和5年度までと、様式・作成方法が異なります。

■きょうだい分の就労証明書について

各家庭で1部ご提出ください。きょうだい分それぞれに添付する必要はありません。

■就労証明書の提出方法

- 入所申請と同時に提出
- 後日、子ども青少年課・子育て支援課または利用クラブに提出

■送迎免除・土曜日の利用をご希望の方へ

送迎免除・土曜日の利用には、保護者全員分の就労証明書の提出が必要です。保護者全員分の就労証明書が揃うまでは、送迎免除・土曜日の利用申請を受け付けることができません。申請時に同時にお持ちいただくか、就労証明書の提出後に申請してください。

■様式はマイナポータル「就労証明書作成コーナー」から取得できます

自営業の方などで、就労証明書を取得する必要がある方は、マイナポータル上にある「就労証明書作成コーナー」から様式を取得し、作成してください。

マイナポータル「就労証明書作成コーナー」

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/wrkCert/search>

または、右の二次元コードからアクセスできます。

